

受 令和 8 年 6 月 2 日  
付 午前・午後 9 時 00 分

一般質問（代表・個人） 通告書

令和 8 年 6 月 2 日

尾張旭市議会議長 殿

氏 名 市原 誠二

尾張旭市議会会議規則第 50 条第 1 項の規定により 6 月定例会において別紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問事項の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

記

1 質問事項 3 件

2 質問方法

	1 回目 一括質問、一括答弁 再質問以降 質問事項（大項目）ごとの一問一答
<input checked="" type="radio"/>	1 回目から 質問事項（大項目）ごとの一問一答

↑ 選択する方法に○を付す。



質問事項 No. <u>1</u>	軽救急車の導入による救急体制強化について
要 旨	<p>救急業務実施基準の一部改正により導入が可能となった「軽救急車」は、狭あい道路や住宅密集地など、従来型救急車では進入が困難な地域において、迅速な救急救命活動を可能とする新たな取組である。</p> <p>「軽救急車」は、軽自動車ベースでありながらAEDや酸素ボンベなど必要機材を搭載し、救急隊員が住宅密集地においても迅速に到着することで、救命率向上や救急活動の迅速化が期待されている。また、通常の高規格救急車と比較して導入コストも低く、限られた財源の中で救急体制を補完する手段としても有効と考える。</p> <p>尾張旭市においても、狭い生活道路や住宅街が複数存在しており、救急車の進入や転回に時間を要するケースが想定される。加えて、高齢化の進展に伴い救急出動件数は今後も増加が見込まれる中、多層的な救急体制の構築が必要である。</p> <p>そこで以下について伺う。</p> <p>(1) 救急車の進入や活動に支障が生じた事例について 本市における、狭あい道路や住宅密集地等において、救急車両の進入や活動に支障が生じた事例について、市はどのように認識しているか。</p> <p>(2) 軽救急車のような小型車両を活用し、救急隊員や救命資機材を先行出動させる運用の有効性について 市の見解を伺う。</p> <p>(3) 軽救急車の導入について 住宅密集地での展開に優れ、軽救急車は通常の高規格救急車と比較しても導入・維持コストを抑えられると考えられるが、救急体制を補完する手段として導入可能性を検討する考えはあるか。</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。





